

報 告

少年司法における思春期医療－東京少年鑑別所医務課
診療所受診例の検討

塩川 宏郷

東京少年鑑別所医務課, 〒179-0084 東京都練馬区氷川台2-7-11

要 約

【目的】少年司法（矯正医療）の領域において小児科医の役割を明らかにすることを目的とした。

【対象および方法】平成23年1月～平成24年12月の2年間に東京少年鑑別所に入所し、医務課診療所を受診した少年を対象とした。診療録を用いて診断分類・治療内容等について検討した。

【結果】この期間に医務課診療所を受診した少年はのべ1651人（男子1240人、女子411人、平均年齢17.8歳）であった。疾病内訳は、内科系疾患36%、精神科疾患20%、ついで皮膚科疾患が18%を占めた。内科系疾患では呼吸器系疾患が多くついで消化器系疾患であった。精神疾患では睡眠障害が36%、注意欠如多動性障害が18%、広汎性発達障害が14%であった。皮膚科疾患はアトピー性皮膚炎が大半をしめたが、ケジラミ感染や疥癬など、専門的な知識と対応を求められることがあった。また、婦人科疾患は全体の4%であったが、性行為感染症35%、月経困難20%、妊娠17%であり、外部の医療機関との連携が必要であった。

【結論】少年司法における小児科医の役割は、思春期総合医療を提供することである。

（キーワード：少年司法、矯正医療、思春期医療、発達行動小児科学、総合医療）

緒言

司法、とりわけ矯正correctionとよばれる領域は医療にはなじみがうすい領域である。矯正とは、非行や犯罪のある人を教育・訓練または懲役労働を課すことで社会復帰をめざすことを意味する。全国の主な刑事施設（刑務所・拘置所等）や少年施設（少年鑑別所・少年院等）には矯正医官（法務技官）という職種がおかれ、拘置や懲役等で収容される被収容者の健康管理にあたっている。今回筆者は、少年施設である少年鑑別所に小児科医として勤務する機会を得たのでその経験を報告する。

目的

少年鑑別所内に設置された診療所を受診した症例から少年矯正領域における医療のありかたを検討することを目的とした。

対象および方法

対象は、平成23年1月～平成24年12月の2年間に東京少年鑑別所に入所し、医務課診療所を受診した少年とした。診療録を用いて診断分類・治療内容等について後方視的に検討した。

結果

この期間に東京少年鑑別所に入所した少年はのべ2307人（男子2011人、女子296人）であった。このうち入所時の健康診断を除き、さまざまな不調を訴え医務課診療所を受診した例は合計1651人（男子1240人、女子411人）でのべ3199回（男子2394回、女子805回）の受診があった。受診者の平均年齢は17.8歳（13歳～19歳）であった。

図1に疾病の内訳を示した。内科系疾患が最も多く、全体の36%を占めた。ついで精神科疾患（20%）、皮膚科疾患（18%）であった。また、耳鼻科・眼科疾患などの疾患も全体の1割近くを占め、幅広い臨床的な知識が求められた。

図2は内科系疾患の内訳である。上気道炎や気管支炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患が最も多かったが、施設収容にともない顕在化したと思われる心身症としての過敏性腸症候群や起立性調節障害（起立性低血圧）なども多くみられた。さらには顔面神経麻痺や帯状疱疹後神経痛など専門的な治療が求められる疾患で受診したケースもみられた。

精神科疾患（図3）では、睡眠障害が最も多く全体の半数近くを占めたが、ついで広汎性発達障害（アスペルガー障害を含む）および注意欠如多動性障害や知的障害などの発達・行動の障害が4割近くを占めた。激しい退行や解離

図1：疾患別内訳(n=1651)

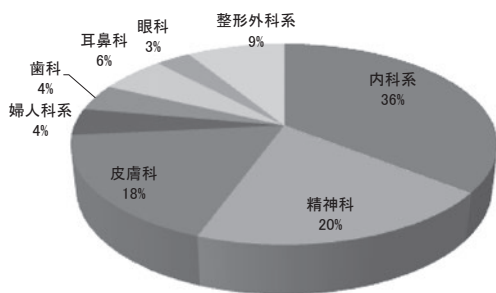


図1：平成23年～24年に東京少年鑑別所医務課診療所を受診したのべ1651人の疾患分類内訳を円グラフで示した。

図3：精神科疾患内訳(n=329)

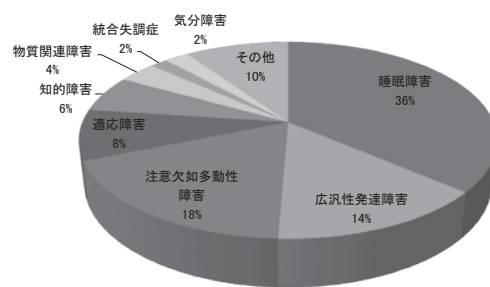


図3：精神科疾患で受診した329人の疾患別内訳を円グラフで示した。疾患分類はDSM-IVに準拠して提示した。

図2：内科系疾患内訳(n=588)

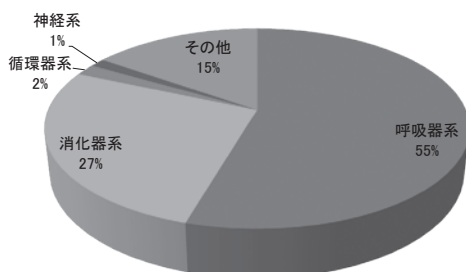


図2：内科系疾患で受診した588人の疾患別内訳を円グラフで示した。

図4：婦人科系疾患内訳(n=71)

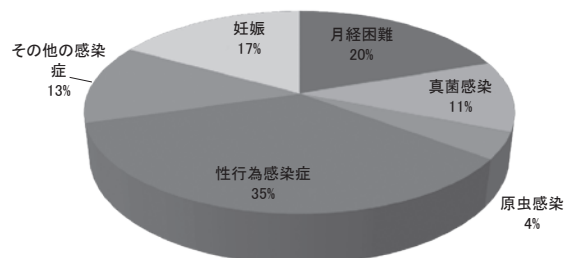


図4：婦人科系疾患で受診した71人の疾患別内訳を円グラフで示した。

などを呈する拘禁反応を含む適応障害は8%，統合失調症や気分障害などは比較的少数であった。守秘義務の観点からここには詳述できないが、焦燥や不安が強く自傷や器物破壊などの強い行動化を示し保護室に収容されるケースが2年間で18例あった。

婦人科疾患（図4）では淋菌性尿道炎やクラミジア感染症などの性行為感染症が最も多くみられた。入所後に妊娠が確認された例も2年間で12例あった。婦人科疾患のケースは全体で占める割合は3%程度と少ないが、ほとんどの例は外部の医療機関を受診させる必要があった。外部医療機関受診時には手錠・捕縄装着の上観護職員2人が付き添うが、逃走を試みる少年や診察室でトラブルを引き起こすケースがあり対応には注意を要した。

考察

少年鑑別所は、非行のある少年を一定期間収容し心理・教育・医療などの専門的な観点から心身の資質鑑別を行う施設で、全国に52庁設置されている¹⁾。少年は通常4週間程度を鑑別所内で過ごし、その間心理テストや発達検査、行動観察や医師の診察を受け少年審判にのぞむ²⁾。少年事件は年間おおむね10万件発生しており、そのうち全国の少年鑑別所におよそ1万3千人の少年が入所し鑑別を受けている（平成23年度）。東京少年鑑別所は東京都の練馬区に所在し、年間の総入所者はおおよそ1000人～1200人の国内最

大規模の少年鑑別所である。鑑別所内には医務課の診療所があり、常勤医2人（内科1，精神科1）と正看護師の資格を持つ法務教官1人がスタッフとして勤務している。入所少年は全例入所時に健康診断のため内科での診察を受けるが、精神症状や発達行動の問題があるときや少年の希望があるときには精神科医の診察を受けることができる。また、心理系の鑑別技官からの依頼をうけて精神医学的な診断面接を行うこともある。筆者は小児科医であるが、健康診断・内科診察のほか、発達障害や行動面の問題への対応についてスタッフに助言する立場で勤務している。

矯正医療は特殊な医療分野である。矯正施設はその性格上、社会とは隔離された空間を形成している。収容者の基本的人権は尊重されねばならないが、一般社会から距離をおく以上ある程度の制限が発生する。日本国民には広く認められている医療への自由なアクセス権は制限されていることの一つである。収容者は施設の中で一定レベルの医療的管理を受けることはできるが、治療者や治療内容を自由に選択することはできない。刑事施設内の医療の問題点としては、慢性的な医師不足や施設の老朽化など³⁾へき地医療の問題点と共通する部分もある。

今回示されたのは、2年間で2307人が当少年鑑別所に入所し、うち1651人が入所時の健康診断を除き3199回の医務課診察を受けたという結果である。すなわち、入所少年のおおよそ7割が入所期間中に何らかの不調を訴え一人当たり

およそ2回鑑別所内の診療所を受診し医療的なケアを受けたことになる。少年鑑別所においては、内科だけでなく耳鼻科や眼科・精神科・婦人科など多種多様な領域にわたる疾患群について診断・評価および治療が医療者に求められているということも今回の検討で明らかになった。少年司法の領域における医療は思春期の総合医療であるといえる。また、専門的な治療を行う場合には外部との接触が制限されているためにその適応の判断に苦慮する場合が多く、この点においても離島における搬送の判断のようにへき地医療と通じる面が多いと感じられた。

精神科領域では、発達障害が占める割合が多かったことも特筆すべきことである。入所者全体に占める発達障害の割合は2%程度であるが⁴⁾、その診断のためには家庭裁判所の調査官と連携し少年の乳幼児期の発達歴の情報提供をもとめる必要が生じ、心理系技官との連絡も密にしなければならない。また鑑別所は少年の生活空間でもあり、日々の生活支援や対応について直接ケアにあたる法務教官とも常に情報共有や意見交換を行い、行動観察や行動療法的なアプローチなどを考慮していく必要がある。家族や地域を巻き込んだへき地医療とは性格が異なるものの、方法論としては小児の発達や行動を主として取り扱う学際領域である「発達行動小児科学」の知識が必要である。

少年司法における医療についてはハード・ソフトの両面において今後整備していく必要があると思われる。今後、医学教育においても司法と医療の関係について幅広く議論されること、さらに矯正医療に関する研究が発展していくことが望ましい。

まとめ

平成23年～24年の期間に東京少年鑑別所医務課診療所を受診した1651人についてその疾病内容について検討した。内科系疾患が最も多かったが皮膚科・精神科・婦人科領域の疾患についても幅広く対応を求められた。精神科疾患では発達障害の占める割合が多く、行動面の問題についても評価や対応をする必要があった。少年鑑別所における医療は「思春期総合医療」であり、「発達行動小児科学」の知見が有用であると考えられた。

引用文献

- 1) 法務省法務総合研究所編. 平成24年版犯罪白書 少年非行の動向と非行少年の処遇. 東京, 日経印刷株式会社, 2012, 94-138.
- 2) 澤登俊雄. 少年法入門 (第5版). 東京, 有斐閣ブックス, 2011, 134-138.
- 3) 山本讓司. 累犯障害者. 東京, 新潮社, 2009, 264-298.
- 4) 塩川宏郷. 少年鑑別所に入所した広汎性発達障害を有する少年の検討. 小児の精神と神経, 2013; 53, 印刷中

利益相反の開示

著者は本論文の研究内容について、報告すべき利益相反を有しません。

謝辞

今回の検討にあたりご協力をいただいた東京少年鑑別所医務課精神科の吉永千恵子先生に深謝いたします。

Juvenile correction and adolescent medicine : analysis of disease demographics among youth inmates at Tokyo Juvenile Classification Home

Hirosato Shiokawa

Medical Officer, Tokyo Juvenile Classification Home, Tokyo, Japan

Abstract

The aim of this study was to report disease demographic data for inmate youths in a juvenile corrective institute. Medical case records of 1651 youths (1240 males, 411 females; mean age, 17.8 years) who had consulted the medical office at Tokyo Juvenile Classification Home were analyzed retrospectively. Thirty-six percent of youths had consulted for medical conditions such as upper respiratory infection and bronchial asthma. Of the 329 youths who consulted for psychiatric or developmental disorders, 14% had pervasive developmental disorder and 18% had attention deficit hyperactivity disorder. Medical practice in juvenile correction institutes appears to require wide-ranging clinical knowledge of developmental-behavioral pediatrics and “general” adolescent medicine.

(Key words : juvenile correction; adolescent medicine; developmental-behavioral pediatrics)